2019 年度(平成31年度)における地域医療介護総合確保基金について

1. 基本的な考え方について

昨今の急速な高齢化の進行とともに、人口減少時代を迎え、社会構造の多様化・複雑化が進む中、医療・介護を取り巻く環境が大きく変わりつつあり、できる限り住み慣れた地域で、誰もが安心して生活できる環境の整備が求められています。特に、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年(平成37年)を視野に、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に推進する必要があります。

これらに対する必要な取組を実施するために、国においては、「医療介護総合確保推進法」が成立し、当該法律に基づき「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」を定めています。

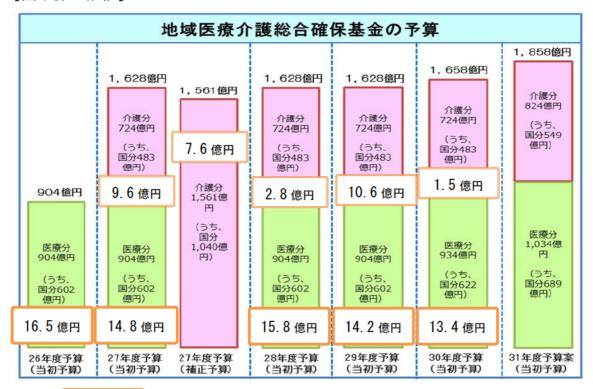
このことから、都道府県においては、都道府県計画を作成し、平成 26 年度から 地域医療介護総合確保基金を活用して、下記の事業を実施しています。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護従事者の確保に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護施設等の整備に関する事業
- ※①、②、④は医療分、③、⑤は介護分

また、三重県においては、平成29年3月に策定した「三重県地域医療構想」の他、平成30年度から同時にスタートした「第7次三重県医療計画」、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画)等に基づき、医療と介護の一層の連携を図りながら、急性期から回復期、在宅に至るまでの、地域ごとの効率的かつ質の高い医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を引き続き進めます。

なお、課題となっている医療・介護分野の人材不足の解消に向けて、引き続き 確保対策を進めるなど、医療と介護の提供体制を整備するとともに、高齢化の進 展に伴って増え続ける認知症の早期発見・早期治療のための支援体制の整備に取 り組みます。

【国予算の推移】



・ 内は本県への基金配分額

※医療分にかかる厚生労働省の 2019 年度(平成 31 年度)配分方針

- 各都道府県における、地域医療構想の達成に向けた公立・公的病院等の具体 的対応方針の合意状況を中心に評価を行い、評価結果に基づき、重点配分を 行う。
- 医療分 1,034 億円のうち、570 億円以上を事業区分①(地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業)に充てる。
- 2019 年度(平成31年度)予算案においては、約464億円を事業区分②(居宅等における医療の提供に関する事業)、事業区分④(医療従事者の確保に関する事業)に充てる。

※介護分にかかる厚生労働省の 2019 年度(平成 31 年度)配分方針

● 2019 年度(平成 31 年度)予算案においては、824 億円のうち、約 124 億円を事業区分③(介護従事者の確保に関する事業)に充て、約 700 億円を事業区分⑤(介護施設等の整備に関する事業)に充てる。